

『養育支援訪問事業』 『子育て世帯訪問支援事業』 利用開始までの流れ

1 利用申請

「養育支援訪問事業」、「子育て世帯訪問支援事業」を利用するには申請が必要です。
申請書を、こども家庭センター（こどもの相談）にご提出ください。
なお、お子様の健診・相談・家庭訪問等を通じて提出していただくことも可能です。



2 家庭訪問1回目(支援内容の確認・日程の調整)

電話で、最初の訪問日の相談をします。その後、家庭訪問し、ご家庭の状況や育児の状況、育児への思いの聞き取りを行い、その上で、今後の支援の内容、訪問日、訪問回数、訪問時間の相談を行います。



3 家庭訪問2回目以降から

お約束した訪問日、時間に訪問します。前回の打ち合わせで決めた支援を行います。
支援内容は、途中で見直ししながら、その時々に必要な支援を行います。



支援には、①養育支援訪問事業と②子育て世帯訪問支援事業があります。

① 養育支援訪問事業は、保育士等専門職による相談、助言等の支援です。

② 子育て世帯訪問支援事業は、研修を受けた訪問支援員による育児や家事の援助です。

※訪問開始後の支援日や時間の変更は電話でお受けします。

ご希望どおりに変更できないこともありますので、ご了承ください。

※医療機関等の関係機関には、支援のために必要と判断した場合に限り、ご本人の同意を得たうえで、情報提供することがあります。

利用料 無料

利用時間 平日（年末年始を除く）の9時～11時30分、13時30分～16時30分の時間の中で、ご希望の1時間程度（支援内容により前後します）

申込方法 まずは、焼津市こども家庭センター（こども相談課）にお電話ください。

 054-626-1165

※裏面もご確認ください。

ご利用される皆様へ

育児に関するサポートを行いますが、
下記のことについては、ご了承ください。

＊本事業は単なる家事・育児のお手伝いではなく、家事や子育てを通して、自立して生活できるように環境を整えていくことが目的を目的としています。

○対象○

- ① 妊娠や出産、産後の生活に不安を持っている妊婦のいる家庭
- ② 育児に対して不安や自身のなさを感じ、育児が楽しいと思えない方のいる家庭
- ③ 育児も家事も頑張りすぎて疲れてしまった方のいる家庭
- ④ 育児について相談できず困っている方や今の子育てに満足できずストレスを感じている方のいる家庭
- ⑤ その他、養育を支援する必要がある家庭

×訪問支援員ができないこと×

- ① 訪問支援員の車にお子さんや保護者の方を乗せること。
- ② 保護者の車に訪問支援員が乗ること。
(交通機関を利用して、保護者と訪問支援員が外出する場合、訪問支援員の交通費実費相当額は保護者が負担をお願いします。)
- ③ お子さんやその他同居ご家族、ご本人が感染症や発熱時の訪問。
- ④ 保護者が不在、もしくは就寝しているときの訪問。
- ⑤ 家事や買い物の代行のみ。

☞その場合は、「子育て応援隊派遣事業」をご利用ください。

妊娠中の方または、3歳未満のお子さんを育てている方が対象です。

問合せ先：子育て支援課 ☎054-626-1137

- ⑥ 保護者と離れた場所で託児や託児のみを目的とした訪問。

☞その場合は、ファミリーサポートをご利用ください。

ファミリーサポート事業利用には事前登録が必要です。

問合せ先：焼津市ファミリーサポートセンター ☎054-620-3339

- ⑦ その他、お子さんの養育に関係のない支援をすること。

